

残留性有機汚染物質検討委員会（POPRC21）結果概要

- 残留性有機汚染物質を国際的に規制するストックホルム条約による規制対象物質について検討する残留性有機汚染物質検討委員会の第21回会合 (POPRC21)が令和7年9月に開催された。

【開催日、開催地】 2025年9月29日（月）～10月3日（金）、ローマ・イタリア
 【概要】

○リスクプロファイルの検討段階

① ポリ臭素化ジベンゾ-p-ジオキシン及びジベンゾフラン、ポリ塩素化臭素化ジベンゾ-p-ジオキシン及びジベンゾフラン（提案国：スイス） [主な用途] 非意図的生成物

⇒リスクプロファイル案を審議し、残留性、濃縮性、長距離移動性及び毒性等を検討した結果、ポリ臭素化ジベンゾ-p-ジオキシン及びジベンゾフラン、ポリ塩素化臭素化ジベンゾ-p-ジオキシン及びジベンゾフランについて、現状の情報では重大な悪影響をもたらす恐れがあると結論づけることに合意が得られなかつたため、今後更なる情報を収集し議論を継続。

○適用除外の継続的な必要性に関する検討

① ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) とその塩及びペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド (PFOSF) の認めることのできる目的及び個別の適用除外の継続的な必要性に関する検討

② 医薬品製造を目的としたペルフルオロオクチル=ブロミド (PFOB) の製造のためのペルフルオロオクチル=ヨージド (PFOI) の使用の適用除外の継続的な必要性に関する検討

③ 中鎖塩素化パラフィン (MCCP) の適用除外となる含有割合及び個別の適用除外の継続的な必要性に関する検討